

無料

相続・認知症で財産を凍結させない 家族信託セミナー at ウェスタ川越

認知症で判断能力がなくなると、不動産や預金の管理ができなくなります。

成年後見制度では制約が多く、相続税対策や資産活用はできません。

また、施設等に移り自宅が空き家になっても、家庭裁判所が自宅の売却を認めるか分かりません。

しかし、老後に備え、元気なうちにご家族に財産を託すことによって、成年後見制度ではできなかったことが可能となります。

最近、テレビや雑誌などで話題となった「家族信託」について家族信託普及協会会員の司法書士柴崎智哉が解説いたします。



講師 司法書士柴崎智哉

日時	2017年7月22日(土) 14:00~15:30
会場	ウェスタ川越 2階 活動室5 川越市新宿町1丁目17-17
費用	無料
申込方法	お電話(0493-31-2010)または下記申込書をFAXしてお申込みください。

お申込み FAX 0493-31-2015

参加申込書

お名前		電話番号	
ご住所		参加人数	人

お問い合わせ: 司法書士柴崎智哉(埼玉司法書士会所属 第921号)
〒355-0063 埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階
TEL 0493-31-2010 FAX 0493-31-2015